

郵便で戸籍等を請求する方法

<鹿角市へ送付するもの>

① 戸籍謄本・抄本等交付請求書（裏面）

- 日中に連絡がつく電話番号をご記入ください。
連絡がとれない場合、書類一式をお返しする場合があります。

② 手数料（ゆうちょ銀行で購入できる為替または現金書留）

- 相続・先祖供養などにより複数の戸籍を請求する場合の目安は3,000円です。
- 手数料が不足の場合はご連絡します。不足分到着後、証明書をお送りします。

【為替の場合】※切手不可

発行から5か月以内の小為替（定額・普通どちらでも可）に何も記載せずにお送りください。

③ 返信用封筒（あて先・あて名を書いて、切手を貼ってください。）

- 速達の場合は、普通料金分+速達料金分をご準備ください。
- 郵便料金が不足の場合は、受取人払いとなります。
- 返信用封筒に記入する住所は、本人確認書類で確認できるご本人の住所です。

④ 請求者の本人確認書類（公的機関発行の身分証明書の写し）

- 個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・健康保険証・年金手帳など
（個人番号カードは、顔写真の面のみのコピーが必要です。また、健康保険証や年金手帳の「記号」「番号」の部分はマスキング（黒く塗りつぶす）処理をお願いします。）
- 本人確認書類は送付先の住所の確認に使用しますので、住所が記載されている部分をコピーしてお送りください。
- 必要な方との関係が確認できない場合は、確認できる書類（戸籍謄本等のコピー）も送付していただく場合があります。

投函からお手元に戸籍が届くまで、10日から2週間ほどかかります。（普通郵便の場合）
時間に余裕をもってご請求ください。

< 参 考 >

- 謄本 記載されている全員の写し
- 抄本 記載されている中の一部の写し
- 筆頭者 戸籍の一番始めに記載されている人（亡くなられても変わりません）
- 除籍 ひとつの戸籍から全員が抜けて（死亡・婚姻・転籍など）、一人もその戸籍に残っていない状態の戸籍（一人でも戸籍に存在していれば除籍ではなく戸籍）
- 改製原戸籍 法務省令によって改製された現在の戸籍の前戸籍（すべての戸籍に改製原戸籍があるわけではなく、また市区町村によってないところもある）
- 戸籍の附票 戸籍に記載されている方の住所の履歴

鹿角市役所の戸籍関係請求先

〒 018-5292

住所 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

宛名 鹿角市役所 市民課 戸籍年金班

TEL 0186-30-0221（市民課直通）

戸籍謄本・抄本等交付請求書（郵便請求用）

鹿角市長 様

令和 年 月 日

請求者住所	
ふりがな 請求者氏名・生年月日	⑩ (明・大・昭・平・令 年 月 日)
日中連絡先TEL	※電話で連絡がとれない場合、 書類一式をお返しする場合があります。
必要な方との関係	本人・夫妻・子・孫・父母・祖父母・他 ()

「他」の方については、委任状が必要になる場合がありますのでお問い合わせください。

本籍	秋田県鹿角市（花輪・尾去沢・八幡平・十和田 ）字 ※地番号（番地）までご記入ください。
筆頭者	
ふりがな 必要な方の 氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)
必要な理由 または提出先	

1 戸籍謄本が必要な場合			2 戸籍附票が必要な場合		
戸籍謄本（全部）	通	450円	附票謄本（全部）	通	200円
戸籍抄本（一部）	通		附票抄本（一部）	通	
除籍 又は 改製原戸籍謄本（全部）	通	750円	記載が必要な住所があればご記入ください。 ※附票が複数になる場合があります。 <input type="checkbox"/> 本籍を表示する		
除籍 又は 改製原戸籍抄本（一部）	通				
下記が必要な場合は、戸籍が複数になる場合があります。 (おおよその目安：1セットにつき、3,000円)			3 身分証明書・独身証明書が必要な場合 本人請求以外は委任状が必要です。		
①【 】さんと【 】さんの 関係がわかる戸籍を () セット			身分証明書	通	200円
②出生から死亡までを () セット			独身証明書	通	
③『 』から『 』までを () セット			※2週間以内に戸籍の届出をした場合 令和 年 月 日 都道府県 市区町村 に () 届を提出		
④死亡の記載のある戸籍を () セット					

備考：